

税務

特定国外事業者のインボイス番号維持

税務代理権限証書だけ出しておけば取消を回避できるとは限らず

要約

- ▶ 特定国外事業者のインボイス制度登録後の事業者番号取消事由について、申告期限内に税務代理権限証書だけでも出しておけば取消を回避し得るのではとの考えに課税当局は懐疑的。
- ▶ 納税管理人退任後、後任を即時に選定すべきかについては個別判断。

日本に事務所等を有していない外国法人等の国外事業者であっても、日本国内の倉庫に保管されている商品を国内で販売する場合等においては、その取引は消費税の課税対象となるため、インボイス制度への登録を検討する必要がある。消費税法上、国内に事務所等を有さない国外事業者は「特定国外事業者」として扱われるが、適格請求書発行事業者登録には納税管理人と関与税理士の選任が必須とされ、それが無い場合、課税当局は申請の拒否及び登録後の取消ができるとされている（消費税法57条の2⑤二、⑥二）。申告期限内に税務代理権限証書と申告書の提出がない場合は取消事由に該当し得るが、税務代理権限証書は申告期限内の提出が必須と読み取れる一方で、消費税の申告書自体は期限内申告書の提出がなかったことについて「正当な理由」がない場合には取消事由に該当し得ると読めるため、様々な理由で期限内に消費税申告

書の提出ができない特定国外事業者については、申告期限内に税務代理権限証書だけでも出しておけば取消事由に該当しないのではないかと考える実務家が少なくない。しかし、この点について本誌が課税当局に取材したところ、「税務代理権限証書だけを先行して提出するという状況は想定しづらく、それでよいとは言い難い」とのことであり、税務代理権限証書だけ出しておけば取消を回避し得るとの考えには懐疑的であることが確認された。

また、同じく取消事由とされる納税管理人の不存在についても、実務家の間では、当初選任した納税管理人が退任する場合は納税管理人解任届の提出と同時に後任を選任しなければ取消事由に該当してしまうのかという疑問が生じている。この点、課税当局は「ケースバイケース」と考えており、事情によっては即座に取り消されとは限らないようだが、納税管理人の後任を直ちに選任しなくてよいということでもないため、注意が必要だろう。

特定国外事業者の場合、申告を行う実務家が納税管理人を兼務するケースが多くなると想定されるが、実務家としては、自身の関与がインボイス制度登録後の取消事由と直接関係してくるため、通常の顧問先よりも一層の注意が必要となる。